意見書案第6号

障がい者福祉についての法制度の拡充を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成28年3月17日提出

提出者

向日市議会議員 山 田 千枝子 飛鳥井 佳 子

賛 成 者

向日市議会議員 杉 谷 伸 夫

障がい者福祉についての法制度の拡充を求める意見書

2014年1月に日本政府は障害者権利条約を批准した。障がいのある人には障がいのない人と同水準の権利があることをうたった条約である。この条約の批准に障がい当事者や関係団体は大いに期待を寄せた。

しかし、障害者総合支援法(以下、総合支援法)附則第3条に基づく見直しや2015年4月に行われた報酬改定の動きをみるとき、障がいのある当事者や関係者の総意で取りまとめられた障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が尊重されていないと言わざるを得ない。たとえば、総合支援法の見直しにあたっては、人として尊厳をもって生きるために必要不可欠な支援に対して利用者負担を強化することなどが話し合われている。また、労働施策と福祉施策が一体的に行われていないことによって、雇用の場では、生活面(食事・排せつなど)での支援がなく、福祉的就労の場では、労働者としての扱いがなされていない。

また、働く場のひとつである地域活動支援センターの中には就労継続支援事業など他の働くことを支える事業所と比べて、極めて低額の運営費に苦しんでいるところが少なくない。さらに、65歳になると介護保険優先原則のもとで、これまで受けられていた支援が受けられなくなる事態がみられる。所得保障が不十分ななかで、親や兄弟などの支援がなければ、地域で暮らすことが困難な状況が続いている。加えて、障がいのある人を支援する事業所では、職員の給与が全産業の平均に遠く及ばないなどのために求人を出しても応募がないという事態に陥っている。

以上のことを踏まえ、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人が他の者との平等を基礎として地域で安心して暮らせるようにするという障害者権利条約の趣旨を実現する観点から、以下の事項を切望する。

記

- 1. 障害者権利条約を受け入れた国にふさわしく、国の責任で以下の制度をつくること。
 - ・障がいに伴う必要な支援は、原則無償で利用できるようにすること。
 - ・福祉施策と労働施策を一体的に展開すること。
 - ・障がいのある人が一人の市民として生活できるよう、年金などの所得保障を充 実すること。
 - ・障がいのある人が65歳になっても引き続き障がい福祉サービスを利用できるようにすること。
- 2. 利用者支援の充実と安定した運営のために、事業所やグループホームの日割り制度を見直し、報酬を増額すること。
- 3. 地域活動支援センターの制度を国の責任で安心して運営できるようにすること。
- 4. 障がい者関連予算を少なくとも先進国の平均レベルまで引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月17日